

生損保一体型商品 超保険「まとめて割引」拡充のお知らせ

東京海上日動火災保険株式会社(社長 北沢 利文)および東京海上日動あんしん生命保険株式会社(社長 広瀬 伸一)は、両社が共同開発し、販売する生損保一体型保険「超保険」について、2016年10月よりまとめて割引を拡充し、損保の割引対象種目・割引率を拡大するとともに、業界初となる「生保まとめて割引」を導入します。

1. 開発の背景

超保険は、「コンサルティングを通じ、お客様を一生涯にわたって生損保両面からお守りし、ご家族全員に安心・満足をご提供する」ことをコンセプトとした東京海上グループの生損保一体型戦略商品です。2002年6月の発売以来、東京海上グループの独自商品として、多くのお客様からご支持をいただいております。

超保険は補償(保障)をまとめてご契約いただくことによって、①補償(保障)のモレ・ダブリの解消 ②家族単位での保険契約全体の一元管理 ③保険料負担額の軽減(まとめて割引)を実現していますが、「まとめて割引」について、長期火災や生保への割引導入のご要望が数多く寄せられていました。

2. 改定概要

改定の概要は以下の通りです。(詳細は別紙の通りです。)

(1) 超保険・損保(*1)および超保険・長期火災(*1)のまとめて割引

超保険・損保の始期(更新)時点で、一定の金額以上の補償を3種類ご契約いただく場合、超保険・損保の割引率を2%から3%に拡大します。

また、超保険・長期火災の始期(更新)時点で、所定の条件を満たす超保険・損保契約が締結されている場合(*2)、超保険・長期火災の保険料を1%割り引きます。

(2) 超保険・生保(*1)のまとめて割引

業界初となる「生保まとめて割引(正式名称:初年度保険料の割引に関する特約)」を導入し、超保険・生保契約のお申込み時点で、所定の条件を満たす超保険・損保契約が締結されている場合(*2)、生保契約の初年度の保険料を2%割り引きます。

すでに超保険・損保契約をご契約いただいているお客様が、新たに超保険・生保契約をご契約いただく場合、ご本人だけではなくご家族の生保契約についても割引が適用されますので、これまで以上に「ご家族全員に安心・満足をご提供」することができます。

(*1) 超保険・損保は「トータルアシスト超保険(新総合保険)」、超保険・長期火災は「トータルアシスト超保険(住まいの保険)」、超保険・生保はトータルアシスト超保険のうち、東京海上日動あんしん生命でのお引受けとなる商品のことをいいます。

(*2) 超保険として、新たに同時にご契約いただく場合も含まれます。



3. 今後について

本改定により、「超保険」をこれまで以上に損保と生保の垣根なくお客様をしっかりとお守りすることができる保険としてご案内し、お客様に「あんしん」をお届けしてまいります。

以上

《まとめて割引改定内容の詳細》

＜改定前＞	
超保険・損保	【適用条件および割引率】 超保険・損保の始期(更新)時点で、以下①～③の補償区分の中から、異なる2種類以上の補償をご契約される場合2%割引 ①住まいに関する補償(*1) ②自動車に関する補償 ③からだに関する補償(*2)
超保険・長期火災	なし
超保険・生保	なし



＜改定後＞		実施時期
超保険・損保	【適用条件および割引率】 超保険・損保の始期(更新)時点で、以下①～③の補償種類の中から、年間保険料5,000円以上の補償種類を2種類ご契約される場合2%、3種類ご契約される場合3%割引(*3) ①住まいに関する補償(*1) ②自動車に関する補償 ③からだに関する補償(*2)	2016年10月1日以降が始期(更新)となる契約
超保険・長期火災	【適用条件および割引率】 超保険・長期火災の始期(更新)時点で、年間保険料3万円以上の超保険・損保が締結されている場合、超保険・長期火災の保険料を1%割引	2016年10月1日以降が始期(更新)となる契約
超保険・生保	【適用条件および割引率】 超保険・生保のお申込み時点で、東京海上日動火災保険の超保険・損保が締結されており、その年間保険料が3万円以上であることを条件に、ご契約初年度の保険料に対して2%割引 【対象商品】 長生き支援終身、家計保障定期保険、メディカルKit NEO、メディカルKit R、メディカルKitラヴ、メディカルKitラヴR、がん治療支援保険NEO(診断給付金のみ担保を含む)、がん診断保険R	2016年10月2日以降が申込日および領収日となる契約

(*1)保険期間を2年以上とする超保険・長期火災を除きます。

(*2)東京海上日動あんしん生命でのお引受けとなる超保険・生保を除きます。

(*3)超保険・損保のまとめて割引改定に伴い、改定後の適用条件を満たさない契約については次回更新時にまとめて割引が適用対象外となることから、1年間の経過措置を設けております。